

エコアクション21 環境経営レポート



エコアクション21[®]
認証番号0013248

対象期間
2023年7月1日 ~ 2024年6月30日

発行日
2024年 7月 30日



心ふれあうおつきあい

つじむら住設株式会社

〒766-0022 香川県仲多度郡まんのう町吉野下1301番地8

☎ : 0877-73-3639

☎ : 0877-73-5676

【取組の対象組織・活動の明確化】

□取組の対象組織・活動

○組織の概要

(1) 名称及び代表者

つじむら住設株式会社
代表取締役 富田 修正

(2) 所在地

本社・資材置場
香川県仲多度郡まんのう町吉野下1301番地8

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

・環境管理責任者 富田 修正
・連絡担当者 香川 美咲
・TEL 0877-73-3639

(4) 事業内容

・土木工事業、建築工事業、電気工事業
管工事業、水道施設工事業
香川県知事許可 第6830号
産業廃棄物収集運搬業許可
香川県知事許可 第03705228909号
(自社発生物のみ運搬)

(5) 事業の規模

・売上高(出来高) 6,515万円／令和5年度
・工事等の件数 265件
・従業員 5人
・延べ面積 216㎡

(6) 事業年度

7月～6月

○認証・登録の対象範囲 (全組織・全活動)

登録事業所 つじむら住設株式会社 本社・資材置場

事業内容 土木工事業、建築工事業、電気工事業
管工事業、水道施設工事業

取組期間 2023年7月～2024年6月

つじむら住設株式会社

環境経営方針

基本理念 私たちは近年、異常気象の発生が深刻化されている地球温暖化に対して、CO2削減が重要課題であることと認識し、本業である電気設備工事、管工事、水道施設工事の事業活動を通じて、地域社会への貢献とともに、環境への負荷の削減に繋がるよう自主的かつ積極的に、環境経営の継続的改善を推進致します。

行動指針 1 具体的に下記の項目に取り組めます。

- ① 二酸化炭素排出量を削減
- ② 廃棄物の削減・リサイクルの促進
- ③ 水使用量の削減
- ④ 環境に配慮した施工及びサービスの推進

2 環境関連法規・条例・規則や当社が約束したことを遵守します。
この環境経営方針は、全社員に周知するとともに、環境経営レポート等で外部公表いたします。

制定日： 2020年 9月 1日

つじむら住設 株式会社
代表取締役 富田 修正

【環境経営目標】

○中・長期目的・目標

目的	単位	目 標			
		基準年（2022年）	2023年	2024年	2025年
二酸化炭素排出量削減 ＊1	kg-CO2	14,877	14,728	14,579	14,430
・電気使用量削減	kWh	6,397	6,333	6,269	6,205
・ガソリン使用量削減	L	3,006	2,975	2,945	2,915
・軽油使用量削減	L	1,744	1,726	1,709	1,691
一般廃棄物排出量削減	kg	276	273	270	267
産業廃棄物排出量削減	kg	27,609	27,332	27,056	26,780
水総使用量削減	m3	151	149	147	146
省エネ設備の提案件数	件数	9	10	11	12

＊1．電力のCO₂ 発生量については、
環境省2023年7月18日公表四国電力調整後排出係数0.532（kg-CO₂/kWh）を使用した。

【環境経営計画】

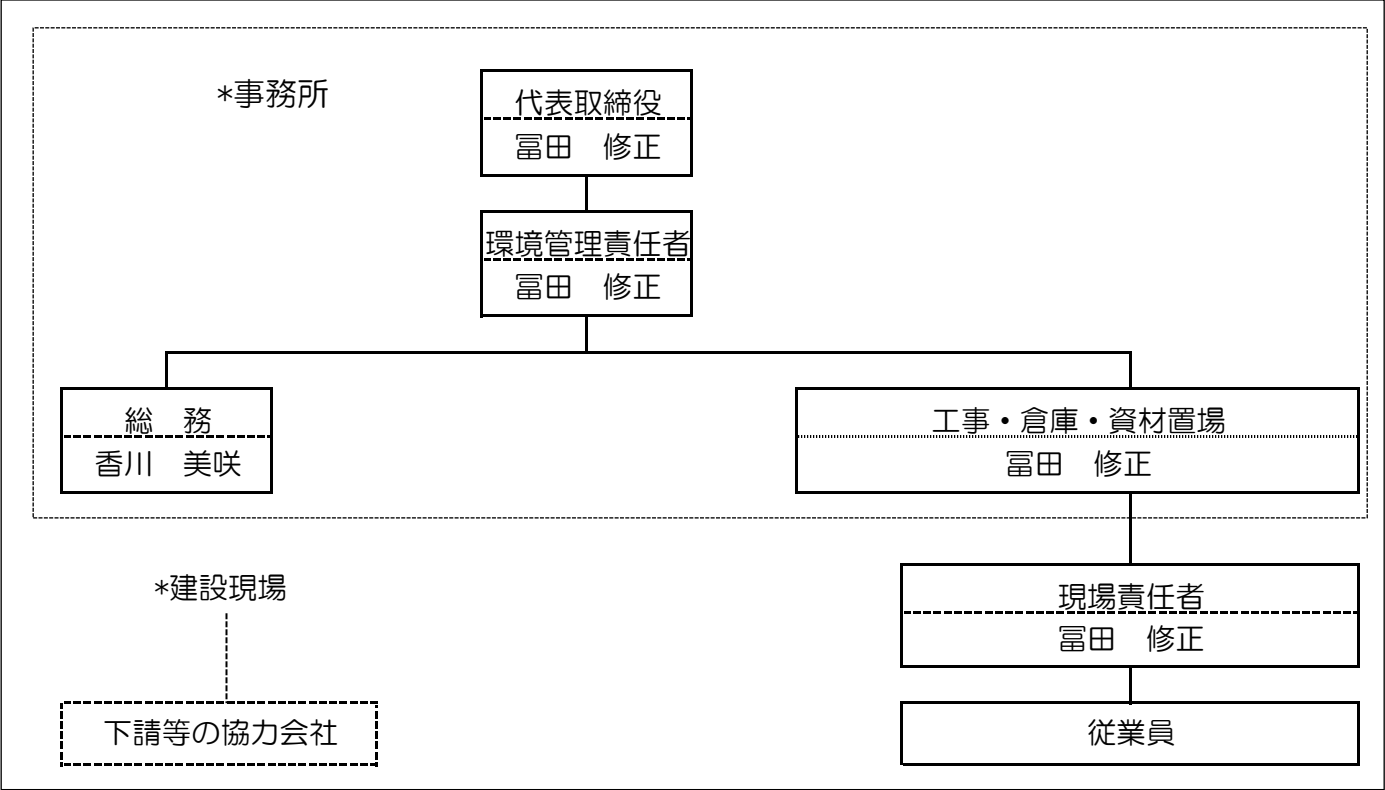
(具体的取組内容と実施報告)

・取組期間 2023年 7月 ～ 2024年 6月

○全 体

		具体的実施項目	実施責任者	
			現 場	事務所
二酸化炭素排出量削減	電気使用量削減	①不要な照明を消す ②適正温度の維持 ③休憩時、不在時の消灯	—	担当者
	ガソリン使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行	担当者	担当者
	軽油使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②定期的な保守点検の実施	担当者	—
廃棄物排出量削減	一般廃棄物削減	①コピー用紙の裏紙利用 ②分別の徹底	—	担当者
	産業廃棄物削減	①マニフェストの徹底管理 ②分別の徹底	担当者	—
水使用量削減	節水	①節水ポスターの掲示 ②節水の周知徹底	—	担当者
組織本来の取組	環境配慮した商品	①省エネルギー商品の提案 ②商品知識の習得	担当者	—

つじむら住設株式会社 実施体制図



	役割・責任・権限
代表取締役	- 環境経営に関する統括責任 - 環境経営システムの実地に必要な、人、設備、費用、時間を準備 - 環境管理責任者を任命 - 環境経営方針の策定、見直し及び全従業員への周知 - 全従業員に対する教育・訓練の実施 - 環境経営目標、環境経営計画書を承認 - 代表者による全体の評価と見直し・指示を実施 - 部門の特定された緊急事態への対応マニュアルの承認 - 環境経営レポートを確認し、承認 - 環境関連法規等取りまとめ表の承認
環境管理責任者	- 環境経営システムの構築、実施、管理 - 環境関連法規等取りまとめ表の作成 - 環境経営目標、環境経営計画書を作成 - 環境活動の取り組み結果を代表者に報告 - 環境経営レポートの作成 - 特定された緊急事態への対応マニュアル確認 - 環境関連の外部コミュニケーションの窓口
総務部	- 環境管理責任者の補佐 - 環境負荷の自己チェック及び、環境への取り組みの自己チェックの実施 - 環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 - 自部門の特定された緊急事態への対応マニュアル作成 - 環境活動の実績集計
全従業員	- 環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 - 決められたことを守り、自主的、積極的に環境活動へ参加

【環境経営目標実績結果と評価】

・取組期間 2023年 7月 ～ 2024年 6月

○全体

目的	単位	基準年（2022年）	目標	実績	達成率	評価
二酸化炭素排出量削減 *	kg-CO2	14,877	14,728	12,501	117.8%	○
・電気使用量削減	kWh	6,397	6,333	5,928	106.8%	○
・ガソリン使用量削減	L	3,006	2,975	2,682	110.9%	○
・軽油使用量削減	L	1,744	1,726	1,211	142.5%	○
一般廃棄物排出量削減(事務所)	kg	276	273	275	99.5%	×
産業廃棄物排出量削減(現場)	kg	27,609	27,332	25,571	106.9%	○
水総使用量削減	m3	151	149	158	94.3%	×
省エネ設備の提案件数	件数	9	10	10	100.0%	○

* 1. 電力のCO2 発生量については、
環境省2023年7月18日公表四国電力調整後排出係数0.532（kg-CO2/kWh）を使用した。

○：達成

×：未達

○コメント

二酸化炭素排出量削減	不要な箇所の電気を消したり、エアコン使用時の設定温度調整等が出来ているので達成となり今後も続けていく。また、ガソリン・軽油共に達成となったが、工事受注により増減するためアイドリングストップやエコドライブについては継続していく。
廃棄物排出量削減	事務所の廃棄物は未達となった。焼却処分している書類について減らす工夫をしていく必要がある。また、産業廃棄物の出る工事が少なかったため目標達成となった。工事受注により増減するためマニフェストの管理や分別を徹底を継続していく。
水総使用量削減	今期は未達となったが、節水シールは貼っているため、使用時には節水の意識はできている。
省エネ設備の提案件数	値上がりに対するお客様の理解も得ながら、住宅省エネキャンペーンを利用しながら省エネ商品の提案及び販売が出来た。また、新商品の知識習得も励めている。

【環境経営計画】

(具体的取組内容と実施報告)

・取組期間 2023年 7月 ～ 2024年 6月
 ○全体

			実施責任者											
			具体的実施項目	現 場	事務所	7月～9月		10月～12月		1月～3月		4月～6月		評価
二酸化炭素	電気使用量削減	①不要な照明を消す	－	担当者	○		○		○		○		○	
		②適正温度の維持			○		○		○		○			
		③休憩時、不在時の消灯			○		○		○		○			
	ガソリン使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行	担当者	担当者	現場	事務所	現場	事務所	現場	事務所	現場	事務所		
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	軽油使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②定期的な保守点検の実施	担当者	－	○		○		○		○		○	
○					○		○		○		○			
廃棄物	一般廃棄物削減	①コピー用紙の裏紙利用	－	担当者	○		○		○		○		○	
		②分別の徹底			○		△		△		○	○		
	産業廃棄物削減	①マニフェストの徹底管理 ②分別の徹底	担当者	－	○		○		○		○		○	
					○		○		○		○		○	
水使用量	節水	①節水ポスターの掲示	－	担当者	○		○		○		○		○	
		②節水の周知徹底			○		○		○		○	○		
組織本来の取組	環境配慮した商品	①省エネルギー商品の提案	担当者	－	○		○		○		○		○	
		②商品知識の習得			○		○		○		○	○		

○：計画通り実施
 △：一部出来なかった
 ×：出来ていない

○評価に対するコメントと次年度の取組内容

目的	評価に対するコメント
二酸化炭素	・事務所内はこまめな照明の点灯・消灯が習慣化しており、必要な箇所のみ照明点灯できているので、今期以降も継続する。 ・その日の天気予報を確認し、服装を工夫したりエアコンの温度調整により昨年同月比と比べても電気使用量を減少出来ている。 ・アイドリングストップやエコドライブも継続できており、現場へ行く際には乗り合わせて行くこともできており、引き続き継続していく。
廃棄物	・保存期間の終了した書類と増えすぎた不要書類の整理がほぼ終わり、残した保存書類の管理をしていくとともに、処分する際は全て焼却処分するのではなく、分別を行うことで最低限のCO2排出に出来るよう努める。
水使用量	・工事受注により増減するが、節水意識は出来ているので、継続していく。 ・洗車や工具洗浄時など、井戸水の利用や高圧洗浄機を利用する等節水に努める。
組織本来の取組	・省エネ商品の提案・販売・新商品の知識習得が出来ている。新商品の情報は共有し、お客様に素早く反映できるよう努める。

【次年度の環境経営計画】

(具体的取組内容と実施報告)

・取組期間 2024年 7月 ～ 2025年 6月
○全 体

		具体的実施項目	実施責任者	
			現 場	事務所
二酸化炭素排出量削減	電気使用量削減	①不要な照明を消す ②適正温度の維持 ③休憩時、不在時の消灯	—	担当者
	ガソリン使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行	担当者	担当者
	軽油使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②定期的な保守点検の実施	担当者	—
廃棄物排出量削減	一般廃棄物削減	①コピー用紙の裏紙利用 ②分別の徹底	—	担当者
	産業廃棄物削減	①マニフェストの徹底管理 ②分別の徹底	担当者	—
水使用量削減	節水	①節水ポスターの掲示 ②節水の周知徹底	—	担当者
組織本来の取組	環境配慮した商品	①省エネルギー商品の提案 ②商品知識の習得	担当者	—

【環境法規制等の遵守状況】

環境法規制等の 名称/略称	規制内容			適用	実 施 手続・遵守事項	文書・記録(例) 【有資格担当者】	確 認
廃 棄 物 処 理 ・ リ サ イ ク ル							
廃棄物処理法	産業廃棄物の委託処理	産業廃棄物	汚でい、廃油、廃ブラ、建設木くず、建設紙くず、建設繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類ゴムくず、コンクリート破片等「石綿含有（重量比0.1%超）産業廃棄物」「リース業に係る木くず及び運送用パレットに係る木くず」（平成20年4月1日施行）	○	委託基準 1. 委託先の許可確認	・ 収集運搬及び処分業者の許可証の確認 ・ 中間処理場等の現地確認 ・ 施設能力等の公開情報の確認（処分状況の確認）	遵 守
				○	委託基準 2. 委託契約の締結 3. 契約書の5年間保存	・ 委託契約書の内容確認（委託金額、産業廃棄物の種類、性状、性状等変更情報の伝達方法等）	遵 守
				○	マニフェストの交付 1. 交付義務	・ 適合マニフェストを使用	遵 守
				○	・ マニフェストの交付 ・ 回収・照合（発行後B2、D票90日E票180日以内） ・ A、B2、D、E票保管（5年間） ・ 未回収戻り票の報告 ・ 「交付状況報告」（前年度実績、毎年6月30日までに）	・ マニフェスト管理台帳にて回収日の管理、A票の照合欄チェック。（回収期間内に返送され、法定事項記載確認済み） ・ 措置内容等報告書（知事への報告）	遵 守
				○	・ 「処理困難通知」の受理	・ 通知受理日より30日以内に規則様式第4号による措置内容等報告書（知事への報告）	遵 守
建設リサイクル法	解体工事、土工事、外構工事、型枠工事、木工事	指定副産物	リサイクル法：土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材 国土交通省関係：建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材	○	・ 発生抑制（施工方法、資材選択） ・ 再利用、再生利用、再資源化努力	1. 再資源利用計画書・実施書の作成（様式1） 2. 再資源利用促進計画書・実施書の作成（様式2）	遵 守
家電リサイクル法	特定家庭用機器の排出（作業所あるいは詰所の家電が対象）	特定家庭用機器	【特定家庭用機器】テレビ（液晶・プラズマ含）、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	○	小売店へ料金を支払い引き渡す又は自治体指定の方法で引き取り依頼する	領収証	遵 守
大 気 汚 染							
大気汚染防止法	特定建築材料を含む解体	特定建築材料の使用有無の事前調査（一定の知見を有する者が調査）	特定建築材料の使用がある場合	○	特定建築材料の使用がある場合、資格者が調査をする。	修了証、資格証	遵 守
	説明・報告義務	調査結果の発注者への書面交付、説明及び記載の作成 ・ 保存調査結果の提示、調査結果の県への報告（元請業者による）	特定建築材料の使用がある場合	○	特定建築材料の使用がある場合、発注者へ調査結果を書面で説明する。また、調査結果を県に報告する。	「事前調査結果報告書」	遵 守
フロン排出抑制法 （特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令）	解体工事（改修工事）	冷媒用フロンの排出抑制の措置	「第1種特定製品」： 業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器（ショーケース、自販機、冷水器等々含む）	○	・ 解体前にフロン類機器設置有無を確認、発注者に書面説明 ・ 第1種特定製品管理者は当該フロン類機器を第1種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない ・ 機器の廃棄を委託された場合「委託確認書」の回付と保存及びフロン類充填回収業者の「引取証明書」の受理と写しの保存（3年間）	「事前確認書」（交付年月日・元請業者名等・発注者名等・機器設置有無の確認結果） 「行程管理制度」（一財）日本冷媒・環境保全機構	遵 守
	機器の所有者（管理者）によるフロン漏えい点検	業務用冷凍空調機器	簡易点検：全ての業務用冷凍空調機器 定期点検：7.5KW以上の業務用エアコン、冷凍冷蔵機器等	○	簡易点検：3か月に1回以上 定期点検：1年に1回以上等（専門業者が実施） 点検・整備の記録	冷媒漏えい点検・整備記録簿	遵 守
建築基準法	内装仕上げ・換気設備及び天井裏等の工事	内装工事、空調設備工事	石綿含有建材、クロロピリホス、ホルムアルデヒド	○	・ 石綿含有建材の使用禁止 ・ クロロピリホス添加建材の使用禁止 ・ ホルムアルデヒドに関する規制 ①内装仕上げの規制 ②換気設備の義務付 ③天井裏等の制限		遵 守
水 質 汚 濁 （ 排 水 ）							
浄化槽法	本社・資材置場	浄化槽（合併処理浄化槽）		○	・ 設置の届出 ・ 使用廃止後30日以内の届出 ・ 法定検査、保守点検の実施	届出書（条例等規定）	遵 守
そ の 他 関 連 法 令							
香川県環境基本条例	事業者の責務	環境への負荷の低減又は自然環境の適正保全の措置		○	環境の保全に協力		遵 守
まんのう町環境基本条例	事業者の責務	事業活動で生ずる廃棄物の適正な処理及び環境の適正保全の措置		○	・ 廃棄物の適正な処理 ・ 環境の保全に協力		遵 守

過去3年間にわたって環境関連法規の違反はありません。また、関係当局より違反等の指摘及び訴訟もありません。

代表者による全体の取組状況の評価と見直し・指示

エコアクションを導入して全体の取組実績を評価すると、概ね目標を達成出来ている。

一般廃棄物の排出量削減量（事務所）が未達成の部分は取り組む結果の数値を見れば努力していることは見えてくるが、さらなる創意工夫が必要である。

水の使用量については前回と同様、未達成のままでいるので自家水源の利用でもう少し意識改善と使用箇所の使い分けが必要である。

今年度は、自社の基本理念の中にもある【地域社会への貢献とともに、環境への負荷の削減に繋がるよう・・・】と、行動指針の【環境に配慮した施工及びサービスの推進】の内容に、住宅省エネ2024キャンペーン「給湯省エネ2024事業」の後押しもあって省エネ問題に取り組みやすかった。

次年度も国の支援事業と共に「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に取り組むように指導を行う。

総評としては、運用を継続的に行い今期末達成項目に重点をおいて、次期についても利己的にならずコミュニケーションを十分にとり各項目達成を行うこと。

【見直しの有無】

環境経営方針	☐ 有 ☒ 無
環境経営目標	☐ 有 ☒ 無
環境経営計画	☐ 有 ☒ 無
実施体制	☐ 有 ☒ 無

2024年7月18日

つじむら住設 株式会社
代表取締役 富田 修正